

松江市週休2日工事試行要領(港湾・漁港漁場工事編)

(趣旨)

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、**休日**の確保による建設現場における労働環境改善が求められている。

本要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るために「週休2日工事」の実施に当たり必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、**対象期間において、「4週8休以上」の工事のことをいう。**なお、期間内に祝日、夏季休暇(土を除く3日間)、年末年始休暇(土を含む6日間)が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。

2 「対象期間」とは、**工事着手日から工事完成日までの期間をいう。**

なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。

3 「現場閉所」とは、**1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は「現場閉所」として扱う。**

また、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日についても「現場閉所」とする。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。ただし、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取り組みの趣旨を踏まえて、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。

(対象工事)

第3条 松江市産業経済部水産振興課が所管する**全ての工事を対象とする。**

なお、港湾工事・漁港漁場関係工事(浚渫工事、構造物工事)及び海岸工事(港湾に関わる海岸・水産庁所管)以外の工種区分により工事費を積算する工事については、「松江市土木工事における週休2日工事試行要領」を適用するものとする。

(発注方式)

第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定する「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。

2 発注者指定型

発注者が、発注時から受注者に対して週休2日の確保に取り組むことを指定する発注方式。

3 受注者希望型

受注者が工事着手前に発注者と協議し、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式。対象となる工事は、以下のいずれかとする。

- (1)当初設計金額250万円未満の工事
- (2)災害復旧工事
- (3)社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

(例 1)緊急的、時間的制約があるもの

(例2)工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事

- (4)維持管理業務等の工期があらかじめ決まっているもの等

また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。

「週休2日交替制工事」とは、技術者及び技能労働者が交替しながら、個人単位で4週8休以上(以下、「交替制4週8休以上」という)の休日を確保する工事のことをいう。

「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。

(実施方法)

第5条 発注者は、設計図書に「松江市週休2日工事特記仕様書(港湾・漁港漁場工事編)」を添付し、施工条件書に「週休2日工事(発注者指定型)」または「週休2日工事(受注者希望型)」である旨を明記するものとする。

2 受注者は、発注者指定型においては、「工期に関する特記仕様書」に定める週休2日工事を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日等取得計画表」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

3 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面(様式1)により発注者に報告するものとする。

4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。

5 その他実施に当たっては、「松江市週休2日工事特記仕様書(港湾・漁港漁場工事編)」により行うものとする。

(工事成績評定)

第6条 発注者は、対象期間において4週8休以上を確保できた場合は、総括監督員、監督員において工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理 その他」にて評価するものとする。なお、4週8休以上を確保できなかった場合において、減点を行わないものとする。

(工事費の積算及び設計変更)

第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。

2 発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中に4週8休以上の現場閉所または個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。

なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査(チェックボーリング)等は労務費補正の対象としない。

3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

(1) 労務単価

積算において使用している職種の労務単価に補正係数 1.04 を乗じるものとする。(小数点以下切捨)

(2) 機械経費(賃料)

積算において使用している機械の機械経費(賃料)に補正係数 1.02 を乗じるものとする。(小数点以下切捨)

(3) 共通仮設費率

積算において使用している共通仮設費率に補正係数 1.02 を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)

(4) 現場管理費率

積算において使用している現場管理費率に補正係数 1.03 を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)

(5) 市場単価

港湾工事・漁港漁場関係工事の市場単価においては、資料1に示す補正係数を乗じるものとする。(小数点以下切捨)

港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、土木工事標準単価においては、資料2に示す現場閉所月単位の補正係数を乗じるものとするが、受注者との協議により週休2日交替制工事とした場合には、資料2に示す交替制月単位の補正係数を乗じるものとする。(小数点以下切捨)

(6) 施工パッケージ

標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、(1)により算出した労務単価を適用する。

(履行証明書)

第8条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、4週8休以上の現場閉所または個人単位での休日確保が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」(様式2)が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。

(提出書類の虚偽)

第9条 提出された休日等取得実績表または、休日取得状況表に虚偽の記載が工事中又は工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

附則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月22日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

ただし、既発注工事等においても本通知日以降に契約締結する工事等については、受発注者協議により適用可能とする。

(施行期日)

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案する工事等から適用する。

「休日確保型」試行工事における市場単価工種の補正

資料1

“港湾工事市場単価を適用する工事の補正について”

○港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘以算出
補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数

	市場単価 補正係数
1 底面工	1.03
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
3 支保工	1.04
4 足場工	1.02
5 鉄筋工	1.04
6 吊鉄筋工	1.04
7 型枠工	1.03
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
9 コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04
10 止水板工	1.04
11 上蓋工	1.04
12 伸縮目地工	1.02
13 係船柱取付	1.04
14 防舷材取付	1.04
15 車止・縁金物取付	1.04
16 係船柱撤去	1.04
17 防舷材撤去	1.04

	市場単価 補正係数
17 車止撤去	1.04
18 電気防食取付	1.04
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.03
23 ペトログラム被覆	1.04
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
26 かき落とし工	1.04
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
28 汚濁防止枠設置・撤去	1.02
29 灯浮標設置・撤去	1.03
30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.04
異形ブロック製作 型枠工	1.04
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
異形ブロック製作 給熱養生	1.03

週休2日制工事における市場単価方式の補正

- 市場単価方式による積算について、R3年度より週休2日の現場閉所の実施状況に応じた補正係数を設定
- R6.4.1以降に入札公告等を行う工事より、月単位の週休2日を踏まえた補正係数を設定
- また、新たに交替制適用工事においても週休2日補正を設定

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用）

名称	区分	現場閉所		補正係数	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロックブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04

名称	区分	現場閉所		補正係数	
		通期	月単位	通期	月単位
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
通路植栽工	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手設置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
	橋梁用埋設型伸縮継手設置設置工	1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

週休2日制工事における土木工事標準単価の補正

- ① 土木工事標準単価による積算について、R6.4.1以降に入札書提出期限が設定されている工事より、週休2日の補正係数による積算方法へ見直し（R6.3.31までに入札書提出期限が設定されている工事は、従来通り、週休2日を考慮した単価を使用）
- ② ①の対象工事のうち、R6.4.1以降に入札公告等を行う工事より、月単位の週休2日を踏まえた補正係数を設定【表1】
- ③ ①の対象工事のうち、R6.3.31までに入札公告等を行う工事は、R5年度の週休2日補正係数を適用【表2】

【表1】土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用）

名称	区分	補正係数				
		現場間所		交替制		
		通期	月単位	月単位		
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03	1.03
構造物のごりし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.04	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.04	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.04	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.04	1.03
剥離防止工 (アラミトメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.04	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.04	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03	1.03
	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02	1.02
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリステル樹脂)		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04	1.04
パキウムプラス工		1.01	1.01	1.00	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04	1.04
仮設防護補設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04	1.04
機械搬手工		1.02	1.04	1.02	1.04	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.03	1.02
ノコギリ式 コンクリート及び割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
	FRP製格子状パネル設置工	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04	1.04
支承金庫溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04	1.04
新任ポリエレンブリック管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03	1.03